

報告第4号

風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認について

風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認について、別紙のとおり報告する。

平成16年4月16日提出

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

風連町・名寄市合併協議会規約に関する確認書

風連町長及び名寄市長は、風連町・名寄市合併協議会規約(以下「規約」という。)第6条第1項及び第15条並びに第16条に規定する関係市町の長が協議して定める事項について、次のとおり確認した。

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について
会長に名寄市長 島 多慶志氏を選任する。
副会長に風連町長 柿川 弘氏を選任する。
- 2 規約第15条第2項に規定する協議会に要する経費について
関係市町に交付される市町村合併推進体制費補助金を除き、当該年度の地方交付税算定における基準財政需要額で按分した額をそれぞれ負担する。
- 3 規約第16条に規定する監査委員について
監査委員は名寄市代表監査委員 毛利勝美氏、風連町代表監査委員 茂木正三氏に委嘱する。

この協議の成立を証するため本書2通を作成し、関係市町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年 4月13日

風連町長 柿川 弘

名寄市長 島 多慶志